

令和2年度第1回豊明市障害者地域自立支援協議会 次第

令和3年3月15日（月）
午後1時半～午後3時（予定）
豊明市役所 新館1階 会議室4

1 会長あいさつ

2 議事（報告事項）

議題1 障がい者相談支援事業の実績及び事例について

議題2 障がい児相談支援事業の実績について

議題3 新型コロナウイルスに関する現状把握

議題4 各部会報告について

議題5 障がい福祉計画について

議題6 障害者差別の解消について

3 議決事項

議題7 地域生活支援拠点整備と協議会運営について

議題8 保健・医療・福祉関係者による協議の場について

4 その他

豊明市障害者地域自立支援協議会運営規則

○豊明市障害者地域自立支援協議会運営規則

平成26年9月26日
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例(平成26年豊明市条例第34号、以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、豊明市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 条例第2条に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 障害者相談支援事業における困難事例等に関する事務
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事務
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関する事務
- (4) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事務

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業所の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。

3 部会に属する委員は、障害福祉に関わるものの中から会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

8 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

豊明市障害者地域自立支援協議会 委員名簿

氏 名	所属・役職名	任期
日比野 千春	名古屋南公共職業安定所 次長（事業所担当）	R2. 4. 1～ R3. 3. 31
阿野 了明	豊明市幼児教育研究会代表（むつみ保育園）	R2. 4. 1～ R3. 3. 31
里中 清	愛知県立大府もちのき特別支援学校 進路指導主事	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
加藤 誠	豊明市社会福祉協議会 会長	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
伊藤 裕	豊明市商工会代表	H31. 3. 1～ R3. 3. 31
梶間 通彦	豊明市民生児童委員協議会 会長	H30. 6. 1～ R3. 3. 31
伊藤 誠	豊明市校長会代表（豊明小学校）	R2. 4. 1～ R3. 3. 31
西川 恵子	愛知県瀬戸保健所 健康支援課 課長補佐	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
近藤 二	豊明市心身障害者（児）福祉団体連合会 顧問	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
鈴木 智博	東名古屋豊明市医師会代表（すずき内科クリニック院長）	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護センター センター長	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
早川 要	豊明家族会 会長	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
平野 雅紀	障害者支援施設ゆたか苑 苑長 (地域生活支援部会 部会長)	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
藤田 潔	医療法人静心会 理事長	H30. 4. 1～ R3. 3. 31
三浦 美智子	社会福祉法人豊明福祉会 理事	H30. 4. 1～ R3. 3. 31

任期 平成30年4月1日～令和3年3月31日

豊明市障害者地域自立支援協議会

事務局職員名簿

役職名	氏名	備考
尾張東部圏域相談支援地域アドバイザー	大谷 真弘	
そだつ部会 部会長 (特定非営利活動法人えんとかく 理事長)	脇本 泰志	
健康福祉部長	伊藤 正弘	
子育て支援課長	川原 静恵	
子育て支援課子ども家庭相談担当係長	藤弘 美緒	
社会福祉課長	近藤 有紀子	
社会福祉課長補佐兼障がい福祉担当係長	伊神 竜一	
子育て支援課 障害児相談支援委託相談員 (社会福祉法人豊明福祉会 ファイン相談支援事業所 相談支援専門員)	安達 雅行	
豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット 相談支援専門員	磯貝 信美	
豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット 相談支援専門員	森 昌樹	
豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット 相談支援専門員	伊藤 幸英	
豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット 相談支援専門員	大場 美保	

令和2年度豊明市障がい者相談支援事業委託実績

資料1-1

1-1 相談人数実績(実人数)

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	その他	合計
35	1	18	127	15	3	9	185

※ H30年度:121名 H31年度155名 令和2年度:185人(1月末)

1-2 相談種別(延べ件数)

訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	支援方法		関係機関	その他	合計			
					個別支援会議							
					主催	参加						
72	147	46	957	26	6	14	596	26	1890			

1-3 支援内容(延べ件数)

支援内容									
福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援
628	154	258	117	23	127	90	45	265	26
権利擁護に関する支援	その他	合計							
48	109	1890							

※ H29年度:1358件 H30年度:1408件 H31年度1492件 (1月現在)

2 相談の傾向

- ・今年度はコロナ禍での生活困窮、貸付等で「よりそい」での相談後、障害がある、あるのではないかということでのフィットへつながったケースが増えている。要因や課題を整理して、協力して支援している。
- お金のつかい方やサポート体制について学ぶ機会を増やす必要も感じる。
- 外国人の方の相談も増えてきており、言語や習慣の違いをふまえた対応も必要となっている。
- ・高齢の親御さん、障害のあるお子さんや未受診の世帯で、「社協総合相談」や「包括支援センター」やひきこもり談「はばたき」を通じての相談もあり、本人の相談や居場所、就労等とともに、親御さんを支える継続的な支援の重要性を感じる。
- ・就労に関しての相談件数も増えてきており、ハローワークや職業センター、職業訓練校や就労支援事業所等職業評価など活用し、適正や能力もふまえて支援体制を築けるようにしている。
- 今後も複合的重層的な相談支援体制を整えていく必要がある。
- ・強度行動障害のある方が暮らす場に困る相談もいくつかあり、支援機関の支援力の向上はもちろん地域で権利擁護意識を高くもち全体でささえていく取り組みの必要性を感じる。
- ・市内の医療機関の地域連携室等を通じて、退院後についての支援体制についての相談はコンスタントに入っている。
- ・精神の障害のある方の相談は例年多い。相談員の専門性向上とともに、医療・保健・福祉の関係機関連携重要。また、地域生活を送るなかで、近隣の方から心配だと相談も入っている。その方に対する支援とともに、地域の方も安心して暮らせるような障害の理解や啓発の活動は継続していく必要がある。
- ・感染拡大防止の緊急事態宣言も発令されるなか、重度の障害のある方やご家族から災害発生時への不安を寄せられている。災害時の対策の課題整理や情報共有を行い、個々の避難計画等の作成の必要がある。

令和2年度 基幹相談支援センターの取り組みについて

1 会議等の開催実績

(1) 相談支援事業所連絡会

開催日程	主な内容
全6回開催（偶数月） 毎月第4月曜日 場所：豊明市総合福祉社会館	出席者：市内相談支援事業所相談員、社会福祉課、フィット 主な内容：情報伝達、相談支援報告、社会資源情報提供 個別ケースからの地域課題報告等。 ・65歳到達の方の障害福祉から介護保険移行について ・権利擁護に関する報告 ・名古屋市身体障害者施設入所に関する手続きの流れ

(2) 相談支援事業所研修会

開催日程	主な内容
全6回開催（奇数月） 毎月第4月曜日 場所：豊明市総合福祉社会館	出席者：市内相談支援事業所相談員、社会福祉課、フィット 主な内容：事例検討、学習会 ・特定事業所加算についての説明 ・新型コロナウィルスによる障害福祉サービスの利用への影響等 ・LGBTの基礎理解と相談員としての寄り添い方 ・現任研修受講事例検討

2 今年度の取り組みのまとめ

(1) 福祉サービスの利用援助に関する支援

相談支援の質の向上、相談支援体制整備を目指して、相談支援担当者会議を連絡会として開催。フィット職員が各相談支援事業所を訪問し、情報共有や課題の整理や支援者の役割確認を行い、相談支援に関する助言を行った。今年度はコロナ禍での相談員の心理的サポートや、利用者の福祉サービス等の在宅利用のための情報提供も行った。また、個別ケースから地域課題抽出についてシステム的に提言ができるよう、課題分類した一覧表を作成した。研修会では困難ケース、多機関との連携が必要な事例検討を主に行つた。現任研修受講者の事例検討を行い、経験年数が豊富な相談員の見立てや支援計画を共有した。今後も児・者相談支援事業所と協力して全体の質の向上を目指したい。

(2) 社会資源を活用するための支援・専門機関の紹介に関する業務

サービス利用を伴わない相談支援（一般相談）を行った。必要に応じ、医療機関や職業安定所、法テラス、権利擁護センターなどの専門機関を紹介し、同行支援等を行い、支援会議を開催した。

また、就労や定着について、ハローワークや、職業センター、尾張東部障がい者就業・生活支援センターへ専門的なアセスメントや支援を受けられるよう調整を行った。

事例概要

生活環境をととのえ、就労支援機関と連携して就労継続したケース

- ・20歳、女性（療育手帳）
- ・状態：日常生活自立、コミュニケーション可ではあるが、複雑なことがらは理解しきれない、困っていたりやわからないことがあっても大丈夫と答えてしまう。
- ・家族構成：他県に母や妹
- ・経過：職業センターでの職業評価、ジョブコーチ支援、障がい者就業・生活支援センターでの定着支援。

就労前に会社側と本人理解の場を設けるとともに、勤務開始後も定期的に支援者とともに会議を開催、変則勤務が始まると遅刻が日立つようになる。勤務表を覚えることが苦手であることと、基本的生活習慣が身についていないことがわかる。本人ともよく相談のうえ、会社寮からグループホームへ入居、勤務については同僚やホームとも情報共有し毎回確認するようにすることと、主に昼の時間帯の勤務にしてもらい、就労継続。

障がい未受容、通院中断しているケース

- ・40歳、男性（精神保健福祉手帳）
- ・状態：統合失調症
- ・家族構成：母（今は本人ひとり住まい）
- ・経過：調子を崩し精神科入院歴あるが、ご自身が治療は必要ないと疾病に関して否定されている。保健所、社会福祉課、家族とで情報共有しながら見まもりしつつ、必要時の入院に備えた体制をとっている。

地域包括支援センター及びよりそいと連携、緊急時の短期入所利用

- ・40歳、男性（身体障害者手帳）
- ・家族構成：父とふたり住まい。
- ・親子とも同じ病気で、神経障害、体の動きづらさあり。
- ・経過：地域包括支援センターを通じて、経済面も困っているとして「よりそい」に相談あり。障がいもあるということでフィットにもつながる。
包括支援センターとともに自宅訪問する。自宅は物があふれている状態で寝るスペースもわずか。建物内の店舗で食料は手に入る状況。金銭管理している父は間もなく入院。緊急時の短期入所を利用しつつ生活全般を立て直していく見込み。

事例概要

地域の社会資源が整い、課題が解決したケース

- ・8歳、女性
- ・身体障害者手帳1級、療育手帳A判定
- ・状態：
 - ・家族構成：
 - ・関わりある機関
 - 教育：訪問教育
 - 福祉：放課後等デイサービス
 - 居宅介護
 - 訪問入浴
 - 医療：訪問看護、訪問リハビリ
 - ・昨年度の課題：
冬場に体調を崩し、感染症等の心配から暖かくなるまで通所ができなかった。
 - ・今年度：
居宅型児童発達支援事業所ができ、体調を崩された場合にも療育を受けることが可能となる。

複数の課題があり多職種での関わりが必要なご家庭のケース

- ・家族構成：父、母（適応障害、ADHD）、長男18歳高校3年（療育手帳C判定）、
次男高校16歳高校1年（精神保健福祉手帳2級）、長女14歳中学2年（PTSD）
- ・関わりのある機関
 - 母：特定相談、居宅介護、精神科
 - 長男：特定相談、日中一時、短期入所、NPO法人、高校、精神科
 - 次男：家庭相談員、委託相談、日中一時、高校、精神科
 - 長女：家庭相談員、委託相談、中学、SSW、精神科、訪問看護
- ・経過：
多職種でご家庭への関わりがあり、情報を共有するために年に数回、ご家庭に関するケース会議を開催。役割分担し、ご家庭への関わりを継続している。

(3) 社会生活力を高めるための支援

障がいのある人が集まる地域のサロンとしてのみなスマサロンは、感染予防のため緊急事態宣言中は中止したが、そのほかの期間は感染予防対策のうえ開催した。

(4) 当事者活動の支援について

障がいのある方の家族会に参加し、意見交換や助言などを行った。

(5) 権利の擁護及び虐待の防止のために必要な援助

相談員として接するなかで虐待の疑いのあるケースについては、虐待防止センターである社会福祉課へ通報し、緊急性の判断に必要な現状把握や支援会議出席、リスクの軽減のための福祉サービス利用調整等、関係者と協力して対応している。

成年後見制度に関しては、尾張東部権利擁護センターや社会福祉課等と連携して、制度の申請について支援した。保佐人や後見人等が選任されている方については生活状況や社会生活状況など情報共有し必要な支援が受けられるようにしている。

(6) 地域の関係機関のネットワークについて

- ・民生児童委員障がい者福祉部会で障がい福祉と民生児童委員の連携について意見交換。
- ・医療福祉の多職種連携に役立てるよう豊明市ソーシャルワーカー連絡協議会の事務局として側面的支援を行っており、今年度は書面での会議開催とした。
- ・自立支援協議会の活性化を目指して、社会福祉課と連絡会にてケースからの地域課題について積み上げを行っている。

3 来年度の取り組みについて

(1) 相談支援の質の向上、相談支援体制整備

相談支援連絡会や相談支援事業所訪問、基幹相談支援センターと社会福祉課との定例会議等から、課題分類した一覧表を作成し、個別ケースからの地域課題を共通認識する。

(2) 自立支援協議会の活性化

個別ケースや相談支援事業所連絡会等からの地域課題について、自立支援協議会・運営会議で協議検討し、部会（プロジェクトチーム）にて取り組み、協議会活動を活性化していく。

(2) サービス未利用の方の実態把握

地域生活支援部会での拠点整備の課題である福祉サービス等未利用の方の生活状況の把握をし、福祉サービスや相談先についてお知らせする。また必要な方にはサービス利用調整を行う。

(3) 当事者活動や社会生活力向上のため、みなスマサロンの開催場所や頻度を広げたい。

(4) 多職種・地域との連携

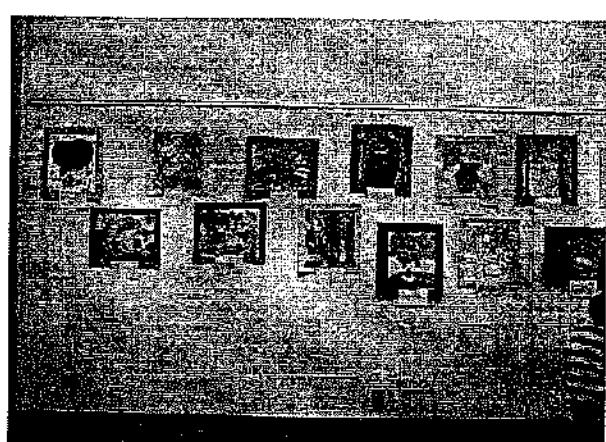
関係機関とのネットワークへの取り組みを継続する。専門機関だけでなく、ボランティア団体や地域自治会、民生児童委、家族会など地域へ出向き、さらに連携していくようになる。市内だけでなく、尾張東部圏域での相談支援の研修会企画に参加して、広域で実施することが効果的なことに取り組む。

その他

- ・豊明市障害者福祉計画策定委員会、豊明市虐待防止会議、豊明市いじめ対策会議、豊明市尾張東部障害保健福祉圏域会議、尾張東部地域精神保健福祉推進会議
- ・障がいへの理解啓発のための作品展を開催。

第9回ひまわり作品展（障がい児者作品展）実施報告書

- 1 目的** 障がいのある方が心を込めて作った芸術作品を、より多くの方に見ていただき、作品を通じて、障がい者・障がい児の個性を広く知ってもらう。また、市内障がい福祉事業所と共同することで、作品のつながり、事業所のつながり、地域とつながりを作り、まち全体の障がい福祉の活性化に役立てる。
- 2 内容** 豊明市在住または市内福祉事務所を利用されている方の、絵画や立体作品、共同作品など芸術作品の展示。
- 3 開催日時** 令和 2 年 12 月 3 日（木）～12 月 5 日（土）9 時～17 時
- 4 会場** 豊明市文化会館 ギャラリー 1～4
〒 470-1121 豊明市西川町広原 28-1
- 5 主催** 豊明市
- 6 事務局** 社会福祉法人豊明市社会福祉協議会
豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット
- 7 実施結果** 出展数 191 点（個人・共同作品）、来場者数 294 名。
- 8 総括** 今年度は、新型コロナウィルスの影響もあり、モザイクアートの制作が難しかったが、多くの方にご来場いただけた。
コロナ対策を意識し、入り口、出口を 1 本化、換気、体調確認など、来場者にご協力いただき、無事の開催となった。
各事業所の、大型作品も展示することができ、そちらは来場者にも好評を博したため、次年度以降も継続して実施していきたい。



R2年度豊明市障がい児相談支援事業委託実績

資料2-1

1-1 相談人数実績(実人数)

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	その他	合計
4	7	32	2	52	0	3	100

※H25年度:61名 H26年度:93名 H27年度:101名 H28年度:132名 H29年度:129名

H30年度:127名 R元年度:115名 R2年度:100名(1月末現在)

1-2 相談種別(延べ件数)

訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
					主催	参加			
54	58	22	98	8	19	10	556	0	825

1-3 支援内容(延べ件数)

支援内容									
福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援
566	55	61	5	62	53	2	3	8	0
権利擁護に関する支援	その他	合計							
10	0	825							

※H25年度:623件 H26年度:1177件 H27年度:1146件 H28年度:824件 H29年度:693件

H30年度:791件 R元年度:742件 R2年度:825件(1月末現在)

2 相談の傾向

- ・ケースが複雑化している。障がいある方が複数いるご家庭、虐待、貧困、ひとり親、医療依存度の高い方、外因等々、家庭力が脆弱化傾向にある。支えていくためには専門性を活かせるように多職種で関わる必要がある。
- ・医療、保健、保育、教育、福祉、地域等、様々な領域からご家庭全般を支えていくことが増加している。
- ・保育所等訪問支援に対する受け入れ側(園や学校等)への認知がかかるつてきている。受け入れ側の方からご家族の方にすすめられることなどが出てきている。
- ・事業所は増え、事業所利用に関する相談も増えている。関係機関からすすめられることも多い。

事業所名	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	居宅型児発	主な障がい種別
★あそまな		○			知的・発達
北風と太陽 豊明	○	○			知的・発達
きらり豊明校	○	○			知的・発達
くるみ		○			重心
くるみの家		○			知的・発達
てかぼ	○	○			知的・発達
第2てかぼ	○	○			重心
★ルピナス				○	重心
・びいす	○	○			知的・発達
ぐりんびいす	○				知的・発達
★びいすた		○			知的・発達
ふあーもにー		○			知的・発達
ゆめのもり	○	○	○		知的・発達
lala	○	○			知的・発達

★今年度新規事業所

事業所名	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	主な障がい種別
北風と太陽	○	○		知的・発達
きらり豊明校	○	○		知的・発達
くるみ		○		重心
くるみの家		○		知的・発達
てかぼ	○	○		知的・発達
第2てかぼ	○	○		重心
びいす	○	○		知的・発達
ぐりんぴいす	○			知的・発達
ふあーもにー		○		知的・発達
ゆめのもり	○	○	○	知的・発達
lala	○	○		知的・発達

事業所名	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	居宅型児発	主な障がい種別
あそまな					
北風と太陽、豊明					
きらり豊明校					
くるみ					
くるみの家					
てかぼ					
第2てかぼ					
ルビナス					
びいす					
ぐりんぴいす					
ぴいすた					
ふあーもにー					
ゆめのもり					
lala					

令和2年度障がい児支援の取り組みについて

1 今年度の取り組みのまとめ

(1) 教育との連携

コロナ禍ということもあり、毎年行っていた【障がいのある児童の進路に関する説明会】の開催ができずに終わる。

大府もちのき特別支援学校から依頼があり、小学部の保護者に対して講演会を行う。小学部と早い段階で地域の福祉サービスのこと（児童のサービスだけではなく、18歳学卒後に利用できるサービスを含む）知っていただく機会を持つことができ、保護者の将来に対する不安の払拭に繋げられた。

他市町よりもより丁寧に豊明市は保育所等訪問支援の導入に関する流れを確立している。丁寧な導入と保育所等訪問支援事業者の実績もあり、教育側にとっても必要不可欠なサービスになりつつある。教育側からの保育所等訪問支援に関する相談も出てきている。丁寧な導入の継続のため、教育側と調整し、支援会議を開催する。

(2) 障害福祉サービスの理解を深めていただくために

昨年度同様、どんぐり学園の保護者会に参加させていただき【障がい児福祉サービスについて】の講演を行う。

パステル（ちょっとズレてる子の親サロン）にも参加させていただく。必要な地域の情報、求めている地域の情報を伝えさせていただく。

(3) 医療的なケアが必要な方への支援について

医療的ケア児等コーディネーターとして地域の実情把握に努める。

- ・県から支給されたアルコールやマスクなどを渡しに訪問
- ・医療的ケア児が通われている事業所訪問、聞き取り
- ・尾張東部障害保健福祉圏域会議などに出席
- ・藤田医科大学病院との打ち合わせ。今後の取り組みに関する相談。

2 来年度の取り組みについて

(1) 障害福祉サービスの理解促進と地域課題の抽出

- ・どんぐり学園保護者会への参加
- ・親サロンへの参加
- ・相談支援連絡会への参加
- ・その他各種研修会、会議等への参加
- ・進路説明会の開催

コロナ禍でも開催していた他市町はあるため、他市町の開催方法を参考に教育機関の協力も得て開催していく。

(2) 子ども部会の活性化

- ・医療的ケア児等支援チーム
 - コーディネーターの役割をはたす。
 - 事例を通して各職種の相互理解
 - 実情の確認（災害時、市が各所と結んでいる協定書の確認）
 - 退院時チームの結成
 - 圏域での情報共有と情報収集
- ・児童発達支援センター設立チーム
 - 地域に必要な児童発達支援センターのあり方等を検討し、障がい児支援の提供体制整備を整えていく。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケート 集計結果

資料3

事業所種別	ネットワーク環境について		利用者支援にすること				事業運営にすること										5(実施している予防対策)				
			1		2		3		4		5(実施している予防対策)										
	①あり ②なし	③今後導入予定	利用意向の変化 ①影響あり ②影響なし	利用頻度変化 ①中断 ②減	利用意向の変化具体的事例		利用者意見		マスク着用	手洗い・手指消毒	定期的な換気	共有スペース消毒	サービスの分離	職員の体温管理	利用者の体温把握	利用者の基礎疾患把握	サービス提供開始前の確認	来所者の制限	来所者の体調確認	事業所の一時閉鎖	その他
共同生活援助	なし		なし						○	○	○	○	○	○	○	○					
共同生活援助	あり		なし						面会に来られている家族から、「これまでと同じように面会に行つても良いか」と仰る声が寄せられた。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	共有で使っていた手ぬぐいなどは取り扱い、ペーパータオルで代用	
生活援助	未定	未定	なし						オンラインでの面会はできないのか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	来訪者記録	
共同生活援助	あり		あり	①18% ②0%	第一波の時に利用を自粛された方が11名中2名みえました。 それ以降は利用を継続されています					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	出勤時の体温確認 体調不調時の検温 来所者名簿の作成	
日中一時	あり		あり	①10% ②10%					緊急事態宣言時でも預かってもらえるのか、コロナ対策をどのようにしているのか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	オゾン発生器の設置	
日中一時	あり		なし						「休校時の自宅での介助が難しい」という理由で、臨時での利用が増加した。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
日中一時	なし		あり	①30% ②50%					自肃が長期化すると、ストレスが大きくなり、活動の再開を望む声が多くあった。	○	○	○		○	○	○	○	○	○	防護服等の購入	
相談支援	あり		あり	①0% ②0%	※直接面談から電話相談へ切り替えた方が複数名いた。 ※相談支援利用者の状況から ・相談の中で就労Bの方が在宅ワークになられた。 ・児童の中で学校再開後もお休みを2か月ほど継続された。 ・GKで自宅帰省が認められなかつたり、ホームに戻られた後2週間の待機が求められた。 ・事業所でコロナ感染者が出た後利用できなくなつた。 ・地域移行支援利用者の病院から外出が認められず保留となつた方がみえた。					医療的ケアの必要な方より、コロナに感染した場合、入院できる医療機関を探してほしいとのお声をいただき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・訪問時、園よりいただいたマスクを持参し必要な方、汚れている方へ必要に応じ配布している。
相談支援	あり		なし							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	パーテーションの設置	
相談支援	あり		あり	①0% ②0%	相談支援を利用中断や頻度を減らした方はいないが、自宅訪問や事業所訪問を電話等での状況把握も併用した。				家族が感染した場合はどうしたらよいか、本人の介護ヘルパーは来ててくれるか、預かってくれるとこらはあるか不安である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員の毎日の体調チェック、検温。	

事業所種別	ネットワーク環境について		利用者支援に関する事						事業運営に関する事									
			2	3		4		5(実施している予防対策)										
	①あり ②なし	③今後導入予定	利用意向の変化 ①影響あり ②影響なし	利用頻度変化 ①中断 ②減	利用意向の変化具体的事例		利用者意見	マスク着用	手洗い・手指消毒	定期的な換気	共有スペース消毒	サービス提供スペースの分離	職員の体温管理	利用者の基礎疾患把握	利用者の基礎疾患把握前後の体温測定	来所者の制限	事業所の一時閉鎖	その他
居宅介護	あり	なし						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
居宅介護	あり	あり	①0% ②0%	利用者様の通っているデイサービスがコロナで休みになり支援が休止している。 ・利用者様の施設で陽性者が出たため立ち入り禁止になり支援が休止している	訪問直前にアルコール消毒をしているか訪問してすぐに手を洗うよう言われた。 ・フェイスガードエプロンをやるよう言われた。			○	○	○		○	○	○			ミーティング休止(ラインや電話で情報共有)	
居宅介護	あり	あり	①5% ②0%	週一回の利用者様で大きな影響はない	家族以外の人が出入りすると感染の危険性が高くなるので落ち着くまで利用を中止したい。			○	○	○		○	○	○				
居宅介護	あり	あり	①6% ②0%		訪問するときに消毒してきてください。 ・口ナフキン使ったら来てくれないの?			○	○	○		○	○	○	○		職員の毎日の体調チェック、検温。毎月のチェックリストによる自己確認	
居宅介護	なし	あり	①4% ②0%	緊急事態宣言下で移動支援を自粛した人が1名、自宅に人の出入りがあることを心配された人が1名	支援前の検温が「面倒」「体温計持っていない」という人が少數			○	○	○	○	○	○	○				
就労移行/就労継続B型	あり	なし						○	○	○		○	○	○				
就労移行/就労継続B型	あり	あり	①7% ②18%	生産量が下がった	在宅でも行える作業を提供してほしい			○	○	○	○	○	○	○			・飛沫防止用パーテーション設置 ・空気清浄機の設置 ・加湿	
就労継続A型	あり	あり	①12% ②0%	持病がある御家族への影響、ご利用者への影響を配慮し、在宅利用を実施された	マスク着用、消毒の徹底。			○	○	○	○	○	○	○	○		職員、ご利用者の出勤前の体温記入表、出勤後の検温。空気清浄機、加湿器、サーモゲーター、パーテーション設置	
就労継続B型	あり	あり	①12% ②0%	持病がある御家族への影響、ご利用者への影響を配慮し、在宅利用を実施された	マスク着用、消毒の徹底。			○	○	○	○	○	○	○	○		職員、ご利用者の出勤前の体温記入表、出勤後の検温。空気清浄機、加湿器、サーモゲーター、パーテーション設置	
就労継続支援B型	あり	あり	①20% ②0%	コロナ感染を懸念し利用日数が減少した	送迎車の感染対策について、送迎時に座になる環境をどうするか			○	○	○	○	○	○	○	○			
就労継続支援B型	あり	なし			特になし。常時咳きをしているため、匂いが臭いなど日常の訴えがある程度。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	飛沫シートの設置。作業を行う際の座席利用を向かい合わせにならないようにしている等	
就労継続支援B型	あり	あり			軽い発熱や咳でも「コロナではなく不安に思っててしまうお邊様が多い」			○	○	○		○	○	○	○	○	厚生労働省からの通知を参考に、有効と思われるものを取り入れる	

事業所種別	ネットワーク環境について		利用者支援にすること				事業運営にすること								5(実施している予防対策)				
	1		2		3		4		5(実施している予防対策)										
	①あり ②なし	③今後導入予定	利用意向の変化 ①影響あり ②影響なし	利用頻度変化 ①中断 ②減	利用意向の変化具体的な事例		利用者意見		マスク着用	手洗い・手指消毒	定期的な換気	共有スペースの分離	サービス提供スペース	職員の体温管理	利用者の体温調査	利用者の基礎疾患把握	来所者の制限	事業所の一時閉鎖	その他
就労継続支援B型	あり	あり	①17% ②80%	緊急事態宣言発令中は利用を自粛している方がいる。職員が新型コロナに感染した際は多くの利用者が利用の自粛や利用頻度を減らした。	職員が把握していない中で、利用者が菓子を配っていた事があり、菓子を受け取った家族から「感染拡大予防の観点からもうどうかと思う」というご意見を頂いた。事業確認後、配った本人と家族に事情を話し、その行為を控えて頂いた。	<input checked="" type="checkbox"/>	アクリルパネル・加湿空気清浄機の導入												
生活介護	あり	あり	①20% ②6.7%	自身の体力・免疫力の低さからくる感染への不安から、自発的な利用中断する人がいる	人が集まる場所への外出を控えてほしい。マスクやフェイスシールドの装着の徹底。手指の消毒をしっかりしてほしい。	<input checked="" type="checkbox"/>	・滅菌効果のある空調機の利用 ・加湿器を2台、足湯を設置している ・毎日2時間程度、事業所内の消毒清掃												
生活介護	あり	あり	①10% ②80%	●利根を中断した利用者の内1名は、新型コロナウイルス感染に対するご家族の不安増により、初回の緊急事態宣言が解除されても利用を再開することができず、ご家族は心身ともに疲弊。週に数日利用ができるようになった際には、自宅生活が長く続いたことにより利用者の行動スキルが変容していた。(例:ランチルームで出席しての食事がとれなくなったり。) ●昨年4月ごろ、感染情報に関して利用自粛依頼を法人で統一し周知していた。が、事例が千差万別のために誤解を生じさせ、苦情につながった。(内容は、その利用者が利用していた他事業所にて濃厚接触者の利用があり、その他事業所は2週間休業の措置を取ったことのため、その利用者にも同様に2週間の利用自粛を依頼したが、当事業所の利用継続を望まれた。苦情となつたが、結果的には当事業所の利用を自粛していただくなってしまった。)	手すりやドアノブ等、手が触れる場所の一日2回の消毒。 ○送迎車に乗車する際、手指消毒。 ○送迎車内の換気。 ○一日1回、送迎車内の手すりの消毒。 △ハミガキ支援の際のフェイスガード、帽子、ガウンの着用。 △外出活動の一部休止と内容変更。 △外部ボランティアの受入の休止。 △事業所内活動は、三密を避ける内容に変更。 △事業所内の座席の配置変更。 △給食提供時間を入れ替え二部制に変更。 、食事介助での、支援者の同時に飲食の削減、各テーブルにパーテーション設置。														
生活介護	あり	あり	①15.7% ②47.4%	・第1波の際の利用については上記①の利用者57名中9名が1ヶ月中断され、上記②の利用者57名中27名が利用頻度を減らされた。 ・第2波についてはおひとりのみ利用頻度を減らされた。 ・公共交通機関を使っての通所を控えられ、送迎を必要とされた方が見えた。 ・利用を中断された方について在宅でのヘルパー支援等が必要となり、相談員と連携し支援を実施した。 ・肺炎による発熱者発生により緊急閉所を実施した。(陰性のため1日のみ)	・事業所からの外出活動(余暇や外部販売)について不安の声をいたたいた。また、活動内容や、事業所としての感染対策について気にされている方が多かったです。 ・マスク着用や感染対策が難しい方の保護者より事業利用についてのご相談をいたたいています。 ・皆さん他の利用者の方々の利用状況を気にされていた	<input checked="" type="checkbox"/>	・隣接の際フェースシールド、ゴーグル等の活用 ・パーテーション等設置 ・外出(余暇・販売等)の自粛、活動人数の制限												
施設入所支援/生活介護	あり	あり	①2.2% ②1.1%	上記①②は、2020.4~2021.1月 通所生活介護の実績 施設入所支援の利用実績は大きな影響なし 短期入所 2020.3月から定期利用予定のキャンセルを中心、40%減少。355万円程度	・通所事業について、可能な限り利用継続希望あり特に入浴・シャンプー。 ・入所利用者家族より、面会禁止なら、ホームページ等で活用の様子を知りたい	<input checked="" type="checkbox"/>	・通所事業と入所事業のサービス提供エリアの分離、特に共用の浴室利用を中止して、改修により専用浴室に分けた。												
児童発達支援	あり	あり	①10% ②10%	保育園登園自粛により利用日や利用時間の変更・キャンセル		<input checked="" type="checkbox"/>	集団活動内容や頻度調整。オゾン発生器設置。												

事業所種別	ネットワーク環境について		利用者支援に関すること						事業運営に関すること										
	1		2		3		4		5(実施している予防対策)										
	①あり ②なし	③今後導入予定	利用意向の変化 ①影響あり ②影響なし	利用頻度変化 ①中断 ②減	利用意向の変化具体的事例		利用者意見		マスク着用	手洗い・手指消毒	定期的な換気	共用スペース消毒	サービスの分離スベリ	職員の休調管理	利用者の基礎疾患把握	サービス提供開始前の休調把握	利用者の制限	来所者の制限確認	事業所の一時閉鎖
放課後等デイサービス	あり		なし						○	○	○	○	○		○	○			
放課後等デイサービス	あり		なし						○	○	○	○	○	○	○	○	○		休調不良の児童のサービス提供中止
放課後等デイサービス	あり		あり	①8% ②20%	最初の緊急事態宣言ないし休校の時期に限り、利用中断を希望される方がおられた				○	○	○	○	○	○	○	○			
放課後等デイサービス	あり		なし						○	○	○	○	○	○	○	○	○		
放課後等デイサービス	あり		あり	①40% ②60%	初回の緊急事態宣言の間、利用を減らした児童の内、2名は特別支援学校の臨時預かりも利用していました。 ・利用を自粛した児童の内、1名は心身のバランスを崩し、周囲からの働きかけを排除するようになり他害が激増。現在は、精神薬服薬に至っている。				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
放課後等デイサービス	あり		あり	①40% ②60%	利用者10名の内、7名が休校や利用の中止、回数の減少があった。逆に自宅での介助が難しい家庭は、毎日の利用があった。				○	○	○	○	○	○	○	○	○	手すりやドアノブ等、手が触れる場所の一日2回消毒、送迎車に乗車の際、手指消毒。送迎車内の換気。 一日1回、送迎車内の手すりの消毒。外出活動の一部休止と内容変更。事業所内活動は、三密を避ける内容に変更。事業所内の座席の配席変更。各テーブルにパーテーション設置。	
放課後等デイサービス	あり		あり	①60% ②10%					○	○	○	○	○	○	○	○	○		
放課後等デイサービス	あり		なし						○	○	○	○	○	○	○	○	○		
放課後等デイサービス	あり		なし						○	○	○	○	○	○	○	○	○		
放課後等デイサービス	あり		なし						○	○	○	○	○	○	○	○	○		
放課後等デイサービス	あり		なし						○	○	○	○	○	○	○	○	○		

事業所種別	事業運営に関すること							
	6	7	8	9	10	11	12	13
職員の出勤への影響 ①影響あり支障あり ②影響あり支障なし ③影響なし	職員の勤務への影響の内容	支援の影響 ①支障あり ②影響なし	利用者支援への影響内容と対処	経営への影響 ①影響あり ②今はいいが長期的には影響ある ③影響なし	①経営への影響あり 内容	②今はいいが長期的には 影響ある 内容		要望
共同生活援助	影響なし	影響なし		影響なし				
共同生活援助	影響なし	影響なし		影響なし				
共同生活援助	影響なし	支障あり	緊急事態宣言発令中は、家族との面会を自粛してもらうようお知らせした。会食などの機会を減らす制限をかけている。			影響なし		
共同生活援助	影響あり 支障あり	発熱があった場合は解熱後、24時間以上経過してからの出勤としている。また、同居の家族のクラスメイトが陽性となったため、大事を取ってお休みされた方もいる。急なお休みに対するシフト調整が事業所だけでは対応できず、法人内の他事業所にバックアップを依頼して乗り切った。	支障あり	生活支援のため、利用者と職員の距離が近くなる。マスクを着けられない方もいるし、就寝時に職員が同室で就寝し介助する方もいる。共同生活援助は支援に支障をきたさないよう工夫することへの限界がある。	今はいいが 長期的には 影響ある	事業所内で感染者や陽性者がいた場合は、事業所の利用制限をかけることも必要となるかもしれないため、職員の家族に陽性者がいた場合は出勤できなくなり、事業所内のみで支援者のシフトを組むのが難しくなる。		
日中一時	影響なし	影響なし		今はいいが 長期的には 影響ある		スタッフの確保、利用料の減少		
日中一時	影響なし	支障あり	室内活動ができなかつたりする	影響なし				
日中一時	影響あり 支障あり	他の職員で業務を代替したり、出勤後に業務を補完した	支障あり	移動支援の行き先を市内に限定、公共交通機関の利用を探える、外食等の支援を中止。料理教室では料理を持ち帰ってもらうようにした。利用施設が休館になり、利用を中止した。	今はいいが 長期的には 影響ある	移動支援が自粛の関係で利用が減少したため、収入が減少している		
相談支援	影響あり 支障あり	・在宅ワークにより相談システム利用可能としたが、台数に制限があるため皆さんへの対応は困難。 ・在宅によりZOOM等での会議出席は可能だが、個別支援会議でリモート環境が整わず参加できないものがあった。	支障あり	相談の際直接お会いできない場合ご本人の状態確認が難しい	影響なし		・コロナウィルスの感染が拡大し1年が経ちました。事業所としての対応について皆さんと話し合える機会を早い段階でいただくことができると良かったと思います	
相談支援	影響なし	影響なし		今はいいが 長期的には 影響ある		訪問及び訪問時間の制限		
相談支援	影響あり 支障あり	保育園利用の自転車や学校の休校などがあり、子育て世代の職員が出勤できないことがあった。在宅ワーク体制をととのえ、業務への支障はないようにした	支障あり	感染対策のため市外の事業所訪問を控えることがあった。また、中止となった会議や研修があった。ZOOMを活用するようになった。	今はいいが 長期的には 影響ある	感染対策のマスク、消毒液、フェイスシールド等これまでより保健衛生費が増していることや、電腦等でのやりとりで通信費が増えている		

事業所種別	事業運営に関するご意見							
	6	7	8	9	10	11	12	13
職員の出勤への影響	職員の勤務への影響の内容	支援の影響	利用者支援への影響内容と対処	経営の影響	①経営への影響あり ②今はいいが長期的には影響ある ③影響なし	①経営への影響あり ②今はいいが長期的には影響ある ③影響なし	②今はいいが長期的には影響ある ③影響なし	要望
生活介護	影響あり 支障あり	急な体調不良で当人が支援に入れず、他のヘルパーが支援に入ったことがある。	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	収益が減る	
居宅介護	影響あり 支障なし		濃厚接触者に接触したことが後から分かり、念のため検査を受け結果が出るまで出勤停止していたが、重度訪問の利用者様は休まると本当に困っている	今はいいが長期的には影響ある	今はいいが长期的には影響ある			
居宅介護	影響なし		影響なし	今はいいが长期的には影響ある	新型コロナの問題だけではないが長期化すると密接が必須の職業なのでヘルパーの募集にも影響があると思います。現在のところ離職者はいませんが感染者が出たら離職を考えるヘルパーは出てくると思います。			
居宅介護	影響なし		影響なし	影響なし				
居宅介護	影響なし		影響なし	影響なし				
就労移行/就労継続B型	影響あり 支障なし		影響なし	影響あり				
就労移行/就労継続B型	影響あり 支障あり	職員配置を組み替えたため、通常の職員配置を維持できなかった	支障あり	マスク着用を進めるが定着まで至らない ・検温を拒否される	影響なし			-飲食業の売り上げが30%減少。しかし、国の補助対象は前年同月比50%以下の減少率のため、何も精賞がない。
就労継続A型	影響なし		影響なし	影響あり	事業所運営のカフェの売上減(前年度より60%減)。			コロナ禍の影響でのB型作業量の激減に伴いご利用者への作業量も減った、豊明市全体で作業の斡旋体制が整っている事が望ましい。
就労継続B型	影響なし		影響なし	影響あり	事業所運営のカフェの売上減(前年度より60%減)。			コロナ禍の影響でのB型作業量の激減に伴いご利用者への作業量も減った、豊明市全体で作業の斡旋体制が整っている事が望ましい。
就労継続支援B型	影響あり 支障なし		影響なし	今はいいが长期的には影響ある	生産活動の減少 ・感染者が出た場合の利用者様への影響や事業所運営に影響が出る心配がある			
就労継続支援B型	影響なし		支障あり	今はいいが长期的には影響ある	常時換気しており、光熱費が上がっているため			他の事業所の対策方法や運営方法について知りたい。 困りごとを共有し、改善につなげたい。
就労継続支援B型	影響あり 支障なし		支障あり	マスク使用者同士の会話のため、表情を確認できず意思疎通が難しい	利用者の減少により、前年比より収入が3割減。感染防止策のための費用が10万円を超えた。			行政よりいろんな形で支援をいただいており、感謝している

事業所種別	事業運営に関する事項								要望
	6	7	8	9	10	11	12	13	
職員の出勤への影響 ①影響あり支障あり ②影響あり支障なし ③影響なし	職員の勤務への影響の内容	支援の影響 ①支障あり ②影響なし	利用者支援への影響内容と対処	経営への影響 ①影響あり ②今はいいが長期的には影響ある ③影響なし	①経営への影響あり 内容	②今はいいが長期的には影響ある 内容			
就労継続支援B型	影響あり 支障なし	支障あり	レクリエーション活動に制限が出ている。レクリエーション活動を楽しみにしている利用者は多く、活動の中止や制限に対して「楽しみがなくなってしまった」という声が上がった	影響あり	利用の自粛や利用頻度が減った月は前年同月の収益が通常よりも多かったこともあり、前年同時期比で収益が半減。しかし、現在は収益は戻りつつあります。通常通りに回復。				
生活介護	影響あり 支障あり	職員の同居家族に発熱。PCR検査を受けてもらい、結果判明まで出勤を控えてもらった	支障あり		影響あり	利用を中断した利用者が20%いるので、その分の収入が減少			トイレや摂食の介助でリーシャルディスタンスの確保が困難。そのため職員の心理的負担が高い感染予防に関する補助や処遇面の改善をお願いしたい。
生活介護	影響あり 支障あり	●初回の緊急事態宣言期間は、利用者へ利用白紙依頼を出し、職員の勤務調整も同時に実行を法人で統一して行った。しかし、この時点で、事前に豊明市の臨時取り扱いの内容等が示されておらず、利用者へ適切な在宅支援を実施できなかった。	支援あり	●外出活動が減り、利用者の社会参加の機会が今まで以上に制限されている。 ●感染予防の必要性を利用者が理解できないため、利用者へは多くの変更を強いている。 ●感染予防のための業務が増えたこと、精神的な負担が増えたことが、支援業務全般に負荷をかけている。 ●障害特性ゆえにマスク着用の人が気になり、周りの人気がついているマスクを取ろうすることがある。支援者は他者に及ぼないよう神経をとがらせている。	影響あり	●4月支援費収入は前年比約128万円の減少。 ●感染症予防のための費用約250万円増加。			●消毒薬、石鹼液、マスク等の感染予防品の購入費用の助成をお願いしたい。(真面目に感染対策をしている事業所のみが、費用支出枠ということが納得できない。重度の知的障害者への支援において、支援者は三密が避けられない中で職務を全うしようとしている。感染対策費用の助成金を今後も継続してほしい。) ●常時の換気と共に、風邪等ひかないよう温度調整のためのエアコン使用が増えている。ガス代が増加しているため、費用助成をお願いしたい。 ●雇用調整助成金の対象とならない場合の休業補償の助成をお願いしたい。職員の雇用維持のため、例えば、濃厚接触者の疑いありの職員が出た場合、PCR検査の結果が出るまで勤務を控えてもらい休業補償している。しかし、こういった細々した内容では雇用調整助成金が出ないため、事業所の持ち出しのみとなっている。クラスター発生に繋がらないための対策であるため、こういった部分にも助成をお願いしたい。
生活介護	影響あり 支障あり	・職員や家族の発熱時や、学校閉鎖期間に職員が出勤できず支援体制が厳しい状態であった。	支援あり	・食事提供の際対面とならないよう配慮したが、必要以上に食事に時間を要し、日課への影響があった。 ・送迎等において車両台数を増やしたことから送迎職員の確保が必要となった。 ・外出自粛や活動人数を制限することで利用者の活動機会に制限が出た。 ・販売活動の自粛やコンサートの中止により授業収益が減少した。 ・全体の会議の人数を減らし実施することで支援情報の共有にタイムロスが生じた	今はいいが長期的には影響ある		・多い感染者は出ていないが長期化することで感染リスクが高まることが予想される。 ・受産収入が2割程度減額しており現在は、稼働金にて対応しているが影響が深くと利用者工賃の減額が必要となる。		・事業所としての対応について皆さんと話し合える機会をいただくことができる良い。 ・コロナウイルスや感染症対策、事業継続計画等策定に向けての研修会を協議会等で実施していただけるとよい。
施設入所支援	影響あり 支障あり	同居家族やその勤務先の影響で、2週間等長期休暇になるため、勤務変更、残業勤務の調整が多くあつた。	支援あり	・面会中止による利用者の精神不安定の懸念、不穏になったり ・行動障害に対応しきれず、制約や拘束をせざるを得ない懸念がある ・3蜜回避による非効率(時間・量・質)で支援不足になる	影響あり	前述浴室改修に1100万円、3蜜回避ではコロナ補助金対象にできない(国)と言われた。その他、国・県・市の補助金で対応させていただいている			事業所内クラスター等万一営業停止になった場合の在宅利用者の一時的な支援について、想定できる支援をお願いしたい
児童発達支援	影響なし		影響なし		影響なし				

事業所種別	事業運営に関すること							
	6	7	8	9	10	11	12	13
職員の出勤への影響 ①影響あり ②影響あり ③影響なし	職員の勤務への影響の内容	支援の影響 ①支障あり ②影響なし	利用者支援への影響内容と対処	経営への影響 ①影響あり ②今はいいが長期的には影響ある ③影響なし	①経営への影響あり 内容	②今はいいが長期的には影響ある 内容		要望
放課後等デイサービス	影響なし	支障あり	発語がない児に口の動きを見せながら発達を促すことが出来ない	今はいいが長期的には影響ある	休校の場合の送迎や利用時間の変化に伴い、提供サービスが変わること。長期化すると、保護者のニーズにも変化がみられ、事業所に求めるサービス内容が大きく変動する可能性があるため、職員への教育が追いつかない			
放課後等デイサービス	影響なし	影響なし		今はいいが長期的には影響ある	ヨコナ長期化により、支援者や児童に陽性者が出ていた場合、営業の停止等により経営に支障が出る			
放課後等デイサービス	影響なし	支障あり	身体的接触が必要な重度の障害をお持ちの方や幼児に対しての療育が制限される	影響なし				
放課後等デイサービス	影響なし	影響なし		影響なし				
放課後等デイサービス	影響あり 支障あり	初回の緊急事態宣言期間は、利用児保護者へ利用自粛依頼等を出し、職員の勤務調整も同時に実行対応を法人で統一して行った。職員配置の調整と共に、他事業所を利用している児童や保護者が働いている児童の利用調整が、複雑化した。	支障あり	●常時支援者がマスクを着用しているため、表情認知について発達途上である児童たちにとっては、対人コミュニケーションスキルに影響がないとは言えない。 ●外出活動が減り、利用児童の社会参加の機会が今まで以上に制限されている。 ●感染予防のための業務が増えたこと、精神的な負担が増えたことが、支援業務全般に負荷をかけている。	●令和2年度上半期支援費収入は前年比135万円の減収。 ●感染症予防のための費用約140万円増。		●消毒薬、石鹼液、マスク等の感染予防品の購入費用の助成をお願いしたい。(真面目に感染対策をしている事業所のみが、費用支出増ということが納得できない。知的障害児への支援において、支援者は三密が避けられない中で職務を全うしようとしている。感染対策費用の助成金を今後も継続してほしい。) ●常時の換気と共に、風邪等ひかないよう温度調整のためのエアコン使用が増えている。ガス代が増加しているため、費用助成をお願いしたい。 ●雇用調整助成金の対象とならない場合の休業補償の助成をお願いしたい。職員の雇用維持のため、例えば、濃厚接触者の疑いありの職員が出た場合、PCR検査の結果が出るまで勤務を控えてもらい休業補償している。しかし、こういった細々した内容では雇用調整助成金が出ないため、事業所の持ち出しのみでいる。クラスター発生に繋がらないための対策であるため、こういった部分への助成をお願いしたい。	
放課後等デイサービス	影響あり 支障あり	職員の子供への対応のために出勤できず、シフト変更が生じた	支障あり	活動内容の変更、利用の変更	休校時の利用減少、収益の減少 ・利用時間の増大による人件費の増加			感染リスクが高い児童のため、利用縮小が多いが、常時支援や介助が必要な方は利用が増える。それらの対応に事業所はリスクを負って開所し続けていることを理解してほしい
放課後等デイサービス	影響あり 支障なし		影響なし		前年同時期比で収益は変わりないが、感染防止の費用(消毒液・職員マスクの購入など)に毎月10万円程度余分にかかってきている			
放課後等デイサービス	影響なし		影響なし		影響なし			
放課後等デイサービス	影響なし	支障あり	・お出かけなどの外出を行えなくなった ・調理関係のイベントを行なえない ・喚起のため少し寒く感じる子供もいる	今はいいが長期的に影響ある	個別支援に記載した支援を行えないため、休む利用者がいる可能性がある			消耗品の支出が増えているので、そういうところへの支援をしてほしい。消毒作業などの職員への負担増加分への補助があれば助かります

資料4-1

そだつ部会 総括

1. 部会発足の経緯・趣旨

福祉の人材確保、人材育成を目的として、豊明市地域自立支援協議会にそだつ部会が新設された。部会では、

- (1)福祉の仕事を広く一般市民に知ってもらうために、「福祉のお仕事見学会」
- (2)障害者福祉の仕事に従事している方への人材育成を目的とした「勉強会・研修会」の企画・運営

→それぞれに市内福祉事業所職員が参加して実行委員会を組織した。

2. 部会の成果

○福祉のお仕事見学会

- ・その年度に、新しく開所された事業所の見学が可能となり、新たな社会資源を多くの方に知っていただく機会となった。
- ・見学後、見学した事業所のボランティアや職場体験をしてみたいという希望者があった。
- ・見学ターゲットを学生に絞り、夏休みに開催すると、多くの学生からの反響があり、参加人数が過去最多となった。

○研修会

- ・研修内容はもちろん、講師選定にも工夫を凝らし、毎年異なったアプローチで、人材育成につながるような内容の研修を企画でき、研修参加者の9割の方が、「研修を受けてよかったです」との感想を寄せており、満足度は高い企画を実現できた。
- ・部会発足から6年間で、延べ394名が参加し、基幹相談支援センターとしてのやくわりでもある、人材育成の一助を担うことができた。

3. 今後について

- ・新型コロナウィルスの影響により、研修形態も多様化の時代となる。新しい発想を取り入れながら、より多くの福祉事業所のスタッフが学びの機会を得られるよう、引き続き、研修の企画については検討を行う。
→YouTubeやZoomの活用を行い、オンライン受講の実現を目指す。

- ・次年度以降は、地域生活拠点整備事業が確立したことを契機に、そだつ部会としての活動は区切りを付け、地域生活拠点整備事業の中に、人材育成の機能を位置づけ、研修の企画・運営を行う。

子ども部会について

1 部会の概要

障がい児の発達支援における地域課題の共有・解決を目的に実施しており、「児童発達支援センター設立準備」と「医療ケア児等支援」の2つの課題について協議する2チーム編成としています。

豊明市地域自立支援協議会「子ども部会」		
名称	児童発達支援センター設立準備チーム	医療的ケア児等支援チーム
内容	小学校跡地に令和4年4月に開設予定の児童発達支援センターについての機能、運営、連携等について検討	医療的ケアが必要な児者の現状・課題を共有し、地域での支援体制について検討
メンバー (課題や内容により変更)	市関係部署（子育て支援課、保育課、社会福祉課など）障害児相談支援委託事業所、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所 等	市関係部署（子育て支援課、保育課、社会福祉課、学校教育課）障害児相談支援委託事業所、豊明東郷医療介護サポートセンター「かけはし」

2 取組および今後について

(1) 児童発達支援センター設立準備チーム

令和元年度から2年度にかけて、市役所庁舎内での検討を中心に設立準備をすすめました。

令和2年2月に児童発達支援センター設立準備チーム会議（コロナウイルス感染拡大のため中止）を開催するにあたり、障害児通所支援事業所および相談支援事業所へアンケート調査を行い、児童発達支援センターに期待する機能や連携についての意見を集め、設立にあたっての参考意見としました。

また令和2年1月～2月にかけ、設立準備について市庁舎内メンバーにて打ち合わせを行い、また2月に近隣市の事業所視察を実施し、児童発達支援センター設立の骨子を作るための準備をすすめました。

その後、令和2年12月の市議会での予算承認を経て令和3年1月に事業所公募を開始。3月中に優先交渉事業者を選定する予定です。

今後センターの運営について、委託事業者と協議し具体的に検討すると共に、関係する機関や地域の事業所と円滑な連携を図るため、事業内容の周知を中心に取り組んでいきます。

(2) 医療的ケア児等支援チーム

個別ケースの相談支援を通じた現状把握

障がい児相談支援委託相談員、市保健師等医療的ケア児等コーディネイターによる現状把握を随時実施。



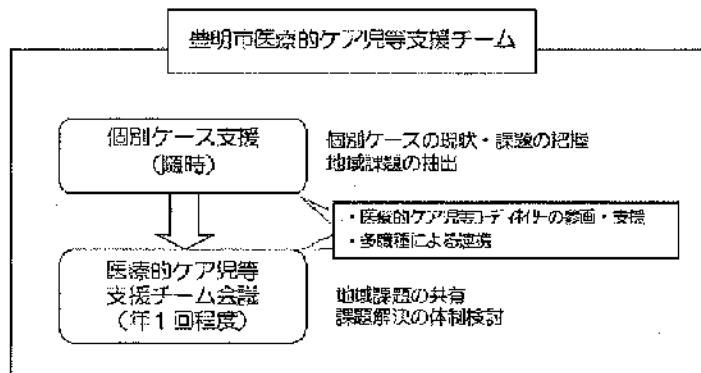
地域の課題（今後取り組む課題）

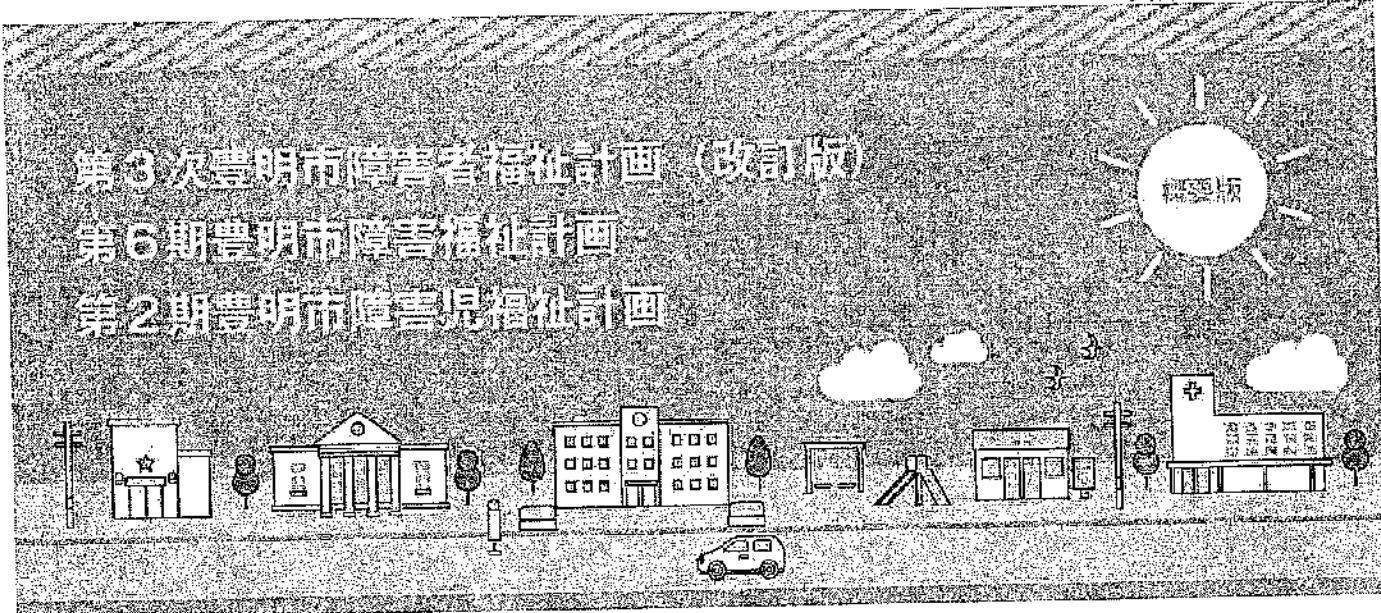
- ・医療機関・訪問看護と福祉・行政の円滑な支援ネットワークのための取組み

例：いきいき笑顔ネットワーク活用検討

個人情報提供同意の様式準備など

・災害時や親の急病時に備えての取組





卷之三

本市においては、平成30年3月に「第3次豊明市障害者福祉計画・第5期豊明市障害福祉計画・第1期豊明市障害児福祉計画」を策定し、織かいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指してきました。

こうした中、第5期豊明市障害福祉計画及び第1期豊明市障害児福祉計画が令和2年度末をもって終了することにともない、これまでの本市の取組を踏まえ「第3次豊明市障害者福祉計画」を見直すとともに、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とし、第6期豊明市障害福祉計画及び第2期豊明市障害児福祉計画を策定しました。

2 | Page

本計画は以下の法律に基づいて策定する法定計画です。

■ 簡定少數國家指派大臣評議內容

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第68条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の 基本的方向性について定める計画	障害福祉サービス等の見込みと その確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制と その確保策を定める計画

254

本市における障がい者福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「第3次豊明市障害者福祉計画」の計画期間は平成30(2018)年度から令和5(2024)年度までの6年間とします。「第6期豊明市障害福祉計画」及び「第2期豊明市障害児福祉計画」の計画期間は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

4. 基本理念

基本理念

本市では、「第2次豊明市障害者福祉計画」において、「誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして」を基本理念として掲げ、障がい者福祉施策を推進してきました。本計画においても、この考え方を継承し、基本理念を定めます。

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして

基本目標と施策の体系

基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会をめざし、幅広く市民に対し啓発や広報を推進します。また、子どもや成人に対する障がい理解のための教育や学習機会を提供します。

- 1 子どもに対する教育・啓発の実施
- 2 多様な障がいや特性への理解促進
- 3 地域における交流・共生の促進
- 4 合理的配慮の提供促進

基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり

各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを通じ、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

- 1 サービス利用のための支援の充実
- 2 障害福祉サービス等の充実
- 3 相談体制の充実
- 4 総合的なサービス提供体制の整備

基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療リーピンの充実を図るとともに、障がいのある人が健康づくりに取組、スムーズに医療を受けることができるよう、体制整備や経済的支援を進めます。

- 1 心の健康づくりの推進
- 2 障がいのある人の健康管理への支援
- 3 医療にかかる経済支援の実施

基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。また、各種サービスの充実を図り、障がいのある子どもの適切な療育と成長を支援します。

- 1 障がいの早期発見・早期療育への支援
- 2 小中学校における特別支援教育の実施
- 3 障がい児への児童福祉サービスの充実

基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進

障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。また、障がいのある人が充実した生活を送ることができるよう、交流の機会やスポーツや生涯学習などの様々な活動に参加しやすい体制を整備します。

- 1 就労支援の充実
- 2 日中の居場所づくりへの支援
- 3 移動に関する支援の充実

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障がいのある人の権利が守られ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害・緊急時をはじめ生活における安全・安心の確保に取り組みます。

- 1 障がい者の権利を守る仕組みづくり
- 2 防災・災害時対策の充実・強化

障害福祉サービスの確保策

- 家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、共同生活援助(グループホーム)の整備促進や短期入所の充実を進めています。また、必要なサービスを適切に利用でき、安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を進めます。
- 就労支援を充実させ、一般企業への就労や就労継続支援事業所での支援を受けての就労など、その人の能力を引き出し多様な支援が受けられるような体制を整備していきます。
- 重度心身障がい児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、元々のサービス提供事業所の少なさに加え、医療的ケアの対応困難さから容易に利用できない状況にあります。今後、県の施設整備計画等の状況を踏まえ検討していきます。
- 聴がいのある人が高齢になっても安心して暮らせるように共生型サービスの推進に努めます。

地域生活支援事業の確保策

- 支援が必要な人に行き届くよう、相談支援事業の充実を引き続き図っていきます。
- 成年後見制度について広く市民に周知を図ります。また、成年後見制度利用支援事業の利用者は増加傾向にあり体制の整備に努めます。
- 「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具貸付事業」の利用について、サービスの質・量ともに対応できるよう、サービス事業所の確保と制度整備に努めていきます。
- 「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、障がい者への合理的配慮の一つとして意思疎通支援は一層重要な位置付けになります。また、地域での障がい理解促進のため、障がい者も健常者も一緒に楽しめるボッチャの体験会や講演会開催等の取組を進めています。

障害福祉計画に係る成果目標

福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	33人	令和元年度末時点の実績値
目標① 福祉施設から地域生活への移行者数	1人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の当指値
目標② 施設入所者の削減	1人	(A)の時点から、令和5年度末時点における施設入前者の削減目標値
令和5年度末時点の施設入所者数	32人	令和5年度末の利用者見込み

地域生活支援拠点等における機能の充実

項目	目標数値	考え方
②地域生活支援拠点等の整備数	令和2年度実現完了見込	令和5年度末までに機能の充実を図ります。

福祉施設から一般就労への移行等

項目	実績(令和元年度)	目標数値(令和5年度)	考え方
①福祉施設からの一般就労移行者数	16人	20人	
就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者数	13人	14人	
就労継続支援事業を通じて一般就労への移行者数	2人	3人	
就労継続支援B型事業を通じて一般就労への移行者数	0人	1人	
②一般就労移行者のうち就労移行支援事業の利用者割合	約13%	80%	実績を踏まえて令和5年度の目標値を設定
③就労定着率8割以上の就労定着事業所割合	—	70%	

■ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標数値	考え方
基幹相談支援センター(豊明相談支援事業所)による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催(回数／年)	24回/年	令和5年度末の累積回数

■ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	目標数値	考え方
県、関係機関の実施する障害福祉サービス等の質の向上につながる研修の受講(基幹相談支援センター職員の延べ受講回数)	19回/年	令和6年度末の累積回数
障害自立支援事務支援システムによる審査結果の事業所等への情報提供の実績(回数)	1回	令和5年度末の実施回数

6 ■ 障害福祉サービスの確保策

- 放課後等デイサービスなどの需要が高いサービスについては、特に量の充実とともに、適切な療育が図られるよう、質的向上に向けてサービス事業所との連携を強化します。
- 医療的ケア児への対応が可能となるよう、コーディネーターの配置などにより支援体制を整備します。
- 児童発達支援センターの設置により、障がいのある子どもやその保護者への総合的な支援体制を整備します。

■ 障害福祉サービスの確保策

項目	目標数値	目標数値
児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度の目標値
保育所等訪問支援の充実	実績消去	
重症心身障がい児童支援する事業所の確保		
・児童発達支援事業所	整備済み	既往成果目標を達成していますが、サービスの質の向上、体制の整備にあたって、さらなる充実を図ります。
・放課後等デイサービス事業所	整備済み	
医療的ケア児支援のための連係協定の協議の実の設置	設置済み	
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	整備済み	

7 ■ 計画書の公表等

- 計画書の配布や、ホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。
- 本計画の推進はPDCAサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、「豊明市障害者等福祉計画策定・推進委員会」を中心に検討し、事業をより良いものにしていきます。

第3次豊明市障害者福祉計画(改訂版)

第6期豊明市障害福祉計画

第2期豊明市障害児福祉計画

発行年月 令和3年3月

発行 豊明市・社会福祉課

編成 健康福祉部・社会福祉課・障がい支援係

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地11

(TEL)0562-92-1119 (FAX)0562-92-1141



2021/3/15

豊明市社会福祉課

障害者差別の解消について

1 障害者差別解消法・障害者差別解消地域協議会の概要について

概要について・・・別添「設置の手引き（概要）」
期待される役割・・・相談事例等の情報共有・協議を通じ、地域の実情に応じた
差別解消・障がい者への理解促進の取組をすすめるためのネットワー
ークを構築する。

2 豊明市の認識

今年度実施した、「第6期障害者福祉計画」における障がい者へのアンケートにおいて、下記のような結果が出ております。

- 質問「障がいへの理解について」において、【差別や嫌な思いをしたことがある人】は身体手帳所持者では24.9%、療育手帳所持者では59.2%、精神手帳所持者では56.9%でした。3年前のアンケート結果と比べて“身体は9.9%減少しているのに対して、知的（療育）は5.9%増加、精神は8.8%増加している”という結果となりました。
これは、障害者差別解消法の制定やヘルプマークの普及により障がい者への認知度は高まっているが、【身体のような目に見える障がいを持つ方への配慮は進んでいるが、知的や精神のような目に見えない障がいを持つ方への配慮は進んでいない】という結果と認識しております。

3 豊明市の活動

○ 障がい理解促進事業について

障害者差別解消法の施行に伴い、障がい児児も分け隔てなく生活できる社会が求められております。そんな中、障がい児児を抱える家族などと比べ、多くの市民は障がい児児と接する機会が少なく、その特性を理解ができない状況にあります。したがつて、地域ぐるみで障がい児児理解を深めると同時に、安心できる外出できる街づくりを行なう必要があります。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛による影響で、事業の縮小を余儀なくされました。そこで、コロナ禍でも、障がい者に対する理解促進を推進するために、以下の取り組みをしました。

- (1) 障がい者スポーツ（ボッチャ）のPR動画の作成・配信
- (2) ヘルプマークのCMを市役所本庁内のTVにて配信
- (3) オンラインサロンの開設・動画配信

5 今後の展望・計画について

- 市民向けの障がい理解促進の啓発（特に目に見えない障がいに対する啓発）、当事者向けの相談窓口の啓発
- 虐待防止と併せて、市内事業所へのヒアリング実施、事業所研修会の開催等

障害者差別解消地域協議会設置の手引き（概要）

1 障害者差別解消地域協議会はなぜ必要なのですか？

- ◆行政機関の相談窓口に障害者差別を防ぐ際、初めから立ち位置を有する機関を置くことで相談することに対応する。
- ◆相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

(1)権利擁護に関する意識のPR
 国と地方公共団体の機関が、地域における障害者差別に関する相談事について情報を共有し、障害者差別を根絶するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できる（法第17条）

2 地域協議会は何をするのですか？

- ①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事業の共有
- ②関係機関等が対応した相談事例の共有
- ③障害者差別に関する相談体制の整備
- ④障害者差別の削減・賛成機関等における斡旋・調整等の様々な取組の共有・分析
- ⑤障害者差別の削減・賛成機関等における紛争による紛争解決の後押し
- ⑥障害者差別の解消に資する取組の周知・発言や障害特性の理解のための研修、啓発

3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

- ①組織形態：特別な決まりはない。単位（都道府県・市町村）に規模によって異なり、地域の実情を付加する方法もある。
- ②会議の運営：まずは開拓機関が一堂に「腹」の見える関係を築くことが大切。また、効率的な会議のための会議運営の工夫を心掛けよう。
- ③代表者会議の運営：代表者会議の運営は、設立主体や区域の広さなどによって異なる。（参考下表）

（4）事務局：障害福祉事務部局が地域協議会の庶務を担当する。

- | | |
|----------------|-------------|
| （5）都道府県と市町村の違い | 関係機関等との連絡調整 |
| （6）市町村に身近な住民 | 中間的位置づけの市町村 |
| （7）板橋市町村連携 | 地域自治体である板橋区 |

4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

- ①各相談窓口：一次的な受け皿として地域協議会と共に協議の場
- ②相談を各窓口から適切な機関につつなぐ、複数機関の連携が必要な時の対応
- ③地域協議会：構成する全ての者に字軸義務（法第19条）
- ④評議会：地域協議会を構成する全ての者による意見交換や連携の推進を担保。

5 参考資料：関係条文等

分野	関連条目	別添1 モデル事業実施自治体の事例集
行政	国の方針、地方公署、地方公团、監督官署、衛生行政委員会、保健所、精神保健センター、市町村教育委員会等	法務局、公共交通安全部（いっぽー）、厚生省、公共交通安全部（いっぽー）、厚生省、保健所、精神保健センター、市町村教育委員会等
教育	監督官署、教育委員会、学校、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校等	厚生省、PTA、議員会等
福祉	社会福祉行政委員会、児童委員会、生活支援センター、市町村教育委員会等	市町村社会福祉協議会、児童委員会、生活支援センター、市町村教育委員会等
医療	医師会、歯科医師会、看護師会、薬剤師会、精神科医師会等	医師会、歯科医師会、看護師会、精神科医師会等
産業	労働局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関等	労働局、公共交通安全部（いっぽー）、厚生省、公共交通安全部（いっぽー）、厚生省
法規等	法律、行政令、規則等	法律、行政令、規則等

学識経験者、新規社、放送局、等

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重変化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

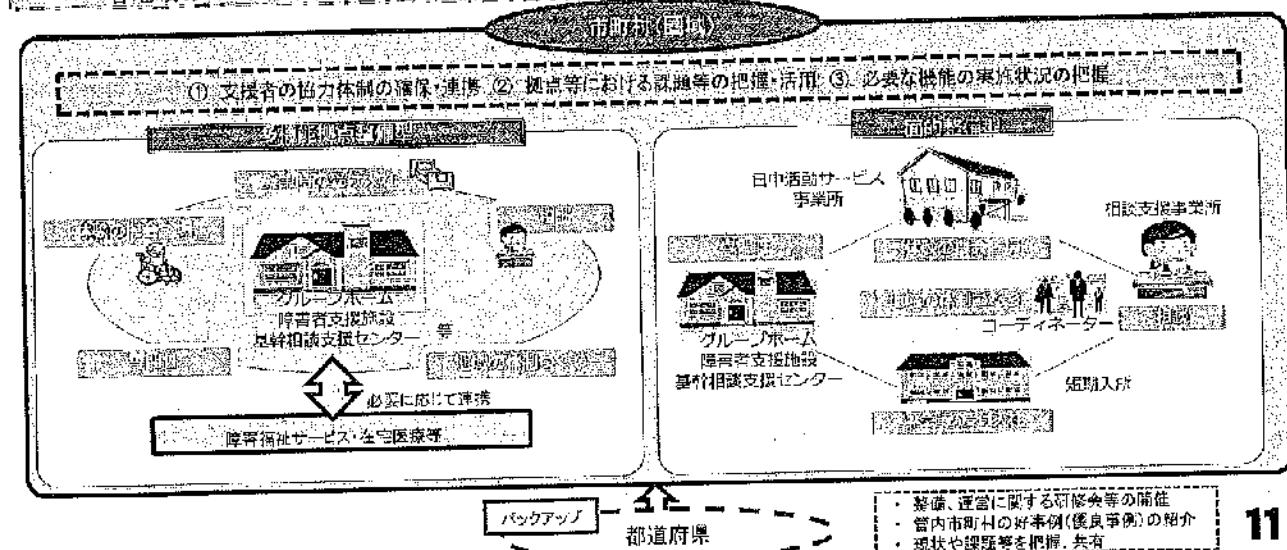
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。
(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点の整備案

	国が示す機能について	評価	今までの整備状況	整備する上での課題	整備目標達成までの検討
① 相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時に支援が必要な世帯を把握・登録し、緊急時に必要な相談支援を行う。	相談事業所数はあるものの、緊急時に支援が必要な世帯の把握や緊急時の相談支援体制（365日24時間）は取れていない。 ★★★★☆☆	相談支援事業所が6ヶ所あり、基幹相談支援センターと児童の相談支援を二事業所へ委託している。	緊急時支援の必要な世帯の把握や緊急時の相談支援体制（365日24時間）が取れていない。	障がいがあり市内で生活している方への調査を実施し、生活状況と緊急時に介入が必要な方の把握を行い、緊急時に相談支援を行う業務を基幹センターへ委託しコーディネーター機能を整備する。
受入緊急対応の	・短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制。 ・状態変化等の緊急時に医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。	短期入所の場は確保されているものの、利用が難しい方も残されている。 ★★★★☆☆	・緊急時受入は、市内の短期入所施設の協力が得られている。 ・緊急事態対応は基幹相談支援センターと相談支援事業所で実施している。	・短期入所施設のハイドロや特性への対応から対応が難しい方の受け入れ先の確保。 ・医療ケアの必要な方の受け入れ先が市外の医療機関となっている。	・緊急時に市内の短期入所施設で受入対応できない方が、馴染みの支援者と過ごすことができるよう緊急時支援員派遣事業の実施。 ・宿泊先の確保として、居室確保事業を実施しアパートの借り上げや事前に登録した日中活動支援事業所を活用できるようにする。 ・緊急時対応を基幹相談支援センターへ委託しコーディネーター機能を備える。 ・医療機関で医療ケアの必要な方の受入を検討。
③ 体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。	精神障がいのある人が退院後に地域生活に向けて訓練する場としてグループホームが機能している。 ・親元からの自立や地域移行に向けての体験の場は未整備。 ・グループホームの増加を望む声がある反面、家族での生活を継続していくという要望もある。 ★★★☆☆☆	・3ヶ所のグループホームが精神科病院から地域生活への訓練の場となっている。	・親元からの自立や地域移行の際に体験入所できる場がない。 ・地域生活へ緩やかに移行していくためにもGHの増設が必要。	・体験先の確保として、新規事業所開設時に体験スペースを整備補助事業を実施する。 ・一人暮らし体験のため、マンスリーアパートを借り上げ居室確保事業を実施する。 ・グループホームの整備。
④ 専門的養成の確	医療ケアが必要な人や行動障がいを有する人、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。	・3障がいへ対応できる中核施設がある。 ・医療ケアが必要な人に対しては、専門機関と連携を取り対応している。 ・自立支援協議会のそだつ部会が人材育成の機会となっている。 ★★★★☆☆	自立支援協議会の専門部会において、人材育成・人材確保のための研修や企画を行っている。 ・市内に3障害それぞれに対応できる中核的な施設がある。	・研修内容に対する要望を受け、研修企画・運営や補助する仕組みが必要。 ・市内の関係者を対象として企画していくこと、対象となる事業所や参加者が限られる。	・介護職員初任者研修の受講者が、当市において6ヶ月以上勤務することを条件とし受講費を1/2を助成する。 ・近隣市町との共同し研修の企画運営や補助を行えるように検討。
⑤ 地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。	・拠点整備に向けての検討の場がある。 ★★★★☆☆	自立支援協議会の専門部会である地域生活支援部会にて拠点整備に取り組んできた。昨年度末に現状と課題の整理を行なった。以降、整備の進捗状況を確認していくことになっている。事務局は基幹相談支援センターが担っている。	専門部会で現状報告を行い、検討・評価していく仕組みが必要。	拠点整備の状況確認。概ね年2回実施報告を行い検証を実施。

豊明市地域生活支援拠点 進捗状況管理表

	拠点の機能	事業	実施状況	実施予定期
事業	相談	相談支援事業所による相談支援(障がい者)	実施中	
		相談支援事業所による相談支援(障がい児)	実施中	
		相談支援事業所の365日24時間体制	準備中	未定
		障害サービス未利用者の生活実態把握	実施中	
	緊急時の受け入れ			
		短期入所施設の緊急時受け入れ	実施中	
		グループホームの緊急時受け入れ	準備中	令和3年度末
		医療的ケアが必要な方の緊急時受け入れ	準備中	未定
	体験の機会・場の提供	行動障害等の対応困難者の緊急時受け入れ	準備中	未定
		短期入所施設による短期入所の体験受け入れ	実施中	
		グループホームによる短期入所の体験受け入れ	準備中	令和3年度末
		生活介護事業所による生活介護の体験を依頼	準備中	令和3年度末
調査 対象者 ※65歳 未満	身体手帳	専門部会において人材育成・人材確保のための研修・企画	準備中	未定
		資格取得ができるような研修開催	準備中	未定
		本事業における現状報告や検討・評価を行う場	実施中	
	療育手帳	体幹機能障害1、2級	○	
		体幹機能障害3級（仮）		未定
		視覚・聴覚（仮）		未定
	精神手帳	A以上	○	
		B	○	
		C	○	
	その他	1級	○	
		2級		未定
		3級		未定
	その他	難病		未定
		自立支援(精神)のみ利用者		未定

1. 要旨

地域生活支援拠点事業は、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、さまざまなサービスを切れ目なく提供できる体制を地域の実情に合わせて整備することを目指しています。本事業は、相談、緊急時の受け入れ、体験の機会や場の提供、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくりといった機能を備えており、市内の社会資源を活用しながら事業を推進していきます。

2. 主体

この事業の実施主体は、豊明市とする。ただし、各機能については、相談支援事業所やサービス支援事業所等と連携して実施する。

3. 対象者

豊明市に在住の障がい者等

4. 事業内容

別添（地域生活支援拠点の整備案）に、各機能の整備状況が示されています。豊明市の拠点事業は、十分に機能を果たしている部分もあるが、解決すべき課題も多いと言えます。当面は、課題に向けて以下のような取り組みを行っていきたいと考えています。

(1) 調査

対象者の緊急事態を想定した支援の必要性や、生活状況等を把握するために、基幹相談支援センター職員が調査を行います。障害福祉サービス等を利用していない方は、アンケート調査や訪問調査を行い、すでに障害福祉サービス等を利用している方は、担当の相談支援員等から情報を聞き取りさせていただきます。

(2) 基本情報の登録

調査の結果、対象者が緊急時の支援を求める場合、その方の基本情報を登録する。その基本情報とは、緊急時にその方が「誰に連絡するか」、「かかりつけの病院」、「入所支援や日中活動支援等の受入れ先」といったものです。障害福祉サービス等を利用していない方は、アンケート調査や訪問調査で得られた情報を登録し、障害福祉サービス等を利用している人は、作成済みの基本情報に新たな情報を追加する。

(3) 体験

平時（緊急時ではない普段の生活の状態）では、緊急対応プランに備えるために、必要な福祉サービスの体験をします。

(4) 緊急時の利用

緊急時対応プランに基づき、対応、支援を行います。緊急事態が落ち着いてからは、障がい者が日常生活を問題なく送れるように、基幹相談支援センター職員と調整します。

(5) 地域の体制

豊明市基幹相談支援センターフィットが相談を受けつけ、市内特定相談支援事業所と連携して

地域の社会資源へと繋げる。また、豊明市地域自立支援協議会の運営会議にて、本事業の機能強化や各事業の評価等を行う。

5. 豊明市地域生活支援拠点の機能を担う事業所

豊明市地域生活支援拠点の機能を担う事業所については、運営規定に拠点を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを豊明市に届け出た上で、豊明市が当該事業所として認定されることを要します。

※H31年3月 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援拠点について【第2版】より抜粋

上記のとおり、拠点を担う事業所として登録される場合は、「豊明市地域生活支援拠点事業登録申請書（様式1号）」を豊明市へ提出し、登録通知書を受ける必要があります。その際、拠点を担う事業所としての規定を追加した運営規定を添付していただきます。

○登録済みの事業所（予定）

- ・障害者支援施設ゆたか苑（障がい者支援施設）

【加算の対象となる障害福祉サービス】

① 相談

地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回（月4回を限度）

対象事業：計画相談支援、障害児相談支援

緊急に支援が必要な事態が生じた利用者に対して、本人又はその家族からの要請に基づき速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に関する調整を行った場合算定。

② 緊急時の受入・対応

イ 緊急短期入所受入加算（I） 180 単位/日福祉型

ロ 緊急短期入所受入加算（II） 270 単位/日医療型

対象事業：短期入所

居宅においてその介護を行なう者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行なった日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行なう家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

定員超過特例加算 50 単位/日

「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入れした場合には、期間を区切った上で、特例的に加算するとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

③ 体験の機会・場の提供

体験利用支援・体験利用加算 500 単位/日（初日から 5 日目まで）
250 単位/日（6 日目から 15 日まで）
+ 50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

対象事業： 日中活動系サービス事業所（体験利用支援加算）

地域移行支援事業所（体験利用加算）

指定障害者支援施設利用者で、施設内の日中系のサービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障害福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合算定

体験宿泊支援加算 120 単位/日

対象事業： 施設入所支援（体験宿泊支援加算）

利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合算定。

体験宿泊加算（I）300 単位/日（II）700 単位/日

+ 50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

対象事業： 地域移行支援事業所（体験宿泊加算）

単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合、体験宿泊加算を算定できる。

④ 専門的人材の確保・育成

イ 重度障害者支援加算 7 単位/日

対象事業： 生活介護（障害者支援施設が行う生活介護は除く）

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届け出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。

ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

ロ 重度障害者支援加算 180 単位/日（個人加算）

実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研

修) 修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できる。

⑤ 地域の体制づくり

地域体制強化共同支援加算 2,000 単位/月（月1回限度）

対象事業：計画相談支援、障害児相談支援

支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行ない、共同で対応していることを評価

お問合せ先

豊明市基幹相談支援センターフィット 0562-91-1760

豊明市役所 社会福祉課 障がい社会係 0562-92-1119

豊明市地域生活支援拠点事業における対象事業 令和3年3月15日現在

拠点の機能	事業	
相談	相談支援事業所による相談支援(障がい者)	実施中
	相談支援事業所による相談支援(障がい児)	実施中
	障害サービス未利用者の生活実態把握	実施中
緊急時の受け入れ		
	短期入所施設の緊急時受け入れ	実施中
体験の機会・場の提供	短期入所施設による短期入所の体験受け入れ	実施中
専門的人材の確保・養成		
地域の体制つくり	本事業における現状報告や検討・評価を行う場	実施中

令3年度豊明市障がい者地域自立支援協議会(案)

地域課題の抽出・共有

相談支援事業所 連絡会

- ・年2回開催(必要に応じ随時開催)
- ・地域課題の共有・提言
- ・専門部会設置に関する検討
- ・地域課題解決のための協力体制の構築

地域自立支援協議会

部会設置

報告

PIT(会)

運営会議

報告

PTI(会)

運営会議

報告

意見・助言

意見・助言

報告

報告

- 会員登録が指定する研究会
- 会員登録が調査実施会
- 会員登録が課題の検討会
- 地域の方との相談会

相談支援事業所

- ・個別の事例から地域課題を抽出(フィットが定期訪問しサポート)

発表No.7-6

事務局:社会福祉課、一部委託:基幹相談支援センター

R3(2021)/3/15
豊明市社会福祉課

精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて

■現状

- ・ 豊明市内の精神科病床に1年以上入院している患者数
230人（65歳未満146人、65歳以上84人）
うち、入院前住所地が豊明市の方が45人（65歳未満24人、65歳以上21人）
- ・ 入院前住所地が豊明市で精神科病床に1年以上入院している患者数
55人（65歳未満29人、65歳以上26人）

■第6期障害福祉計画における目標数値等

◇長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の令和5年度における基盤整備量（利用者数）

地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上利用者数）	7人（2～3人/年）
地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満利用者数）	12人（4人/年）

◇保健・医療・福祉関係者による協議の場

- ・ 開催回数
- ・ 保健、医療、福祉、介護等の領域別（例医療：精神科医療機関、精神科以外の医療機関、等）関係者の参画の有無
- ・ 協議の場における目標の設定状況
- ・ 協議の場における評価の実施状況

◇精神障害者における障害福祉サービスの利用

- ・ 地域移行支援の利用者数
- ・ 共同生活援助の利用者数
- ・ 地域定着支援の利用者数
- ・ 自立生活援助の利用者数

【豊明市の考え方】

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、運用開始後当面は、固定的な枠組みを適用する形ではなく、個々の事案に応じて構成メンバー、開催頻度を考慮し開催する。運用の中で事案を積み重ね、事案ごとに事後の検証を行うこと通じ、制度的枠組みとして確立させる見込み。

精神障害者における障害福祉サービスの利用に関しても、制度運用を図る中で、サービスの供給体制を含め検討することとしていることから、現段階での目標設定は行わない。

■当面の運用方針

【前提】

◇令和2年度に市内精神科病院（3施設）を対象に、障がい福祉事業所との連携に関する調査を実施

⇒医療機関側の回答としては、

- ・福祉事業所との連携に関し特に課題なし
- ・情報共有に関して、特に課題なし
- ・個々の事案への対応の中で、連携できている

◇一方で、入院前住所地が豊明市で精神科病床に1年以上入院している患者数が55人という事実がある以上、その対応を市として検討する必要がある。

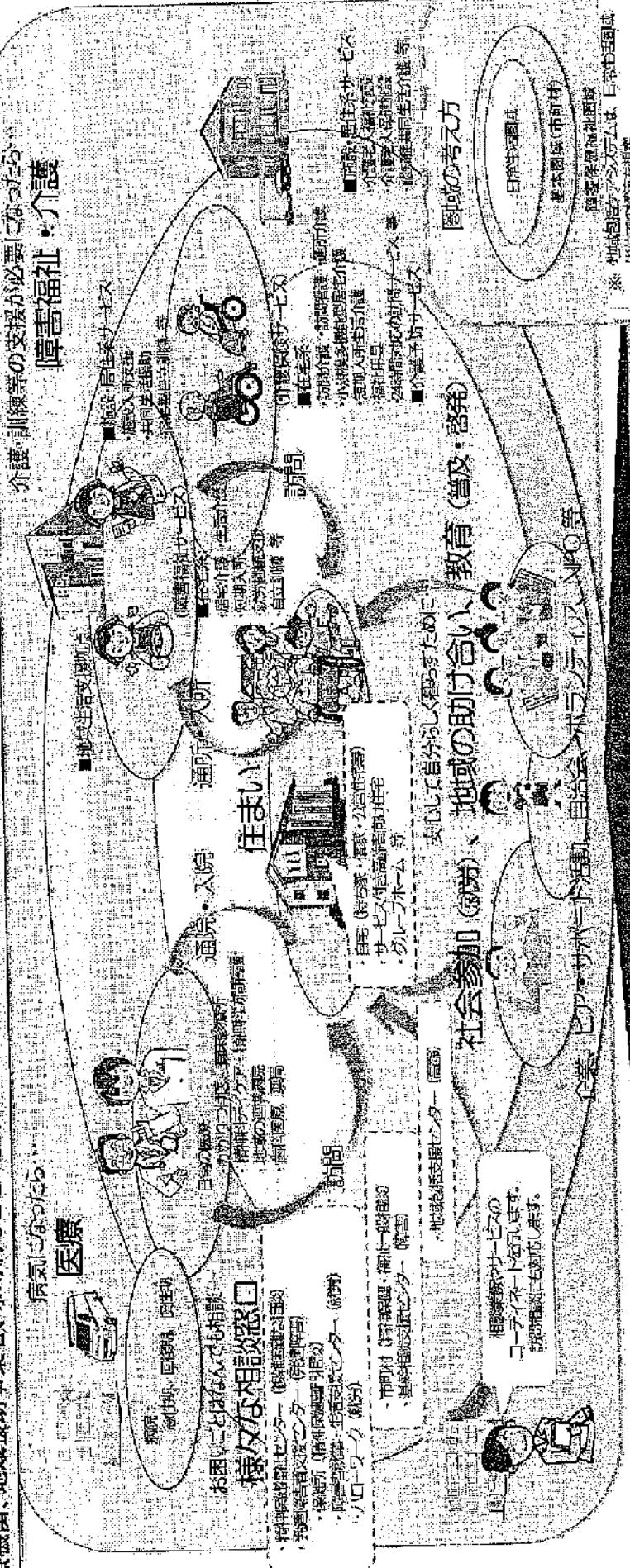
【運用のあり方】

◇現状の業務の中で、解決までに「課題が生じた事案」について、関係者から状況を開き取り、自立支援協議会の枠組みを準用（事務局会議－αを想定）し、事案の検証、課題の抽出、解決の方向性等を議論。（その後、事案に応じて上部会議への報告へ）

このような議論を通じ、医療機関側とのネットワークを緊密にした上で、個々の『事後検証方式』から市の課題を包括的に議論できる体制へ移行

精神障害にも対応した地域包拠システムの構築（イメージ）

H30.6.27社会障害者会議資料2より



卷之三

卷之三

- 2

都道府県ごとの保健センター・精神保健センター・精神保健本部・精神保健監督課による協議の場、都道府県・保健関係者による協議の場、都道府県・医療・保健・福祉

第5期計画における「障害者支援に関する基本指針」について

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施設等に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3ヵ年の「障害福祉計画」を策定。第5期計画期間はH30～32年度。

2. 基本指針の主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けたサービスのサービスの拡充
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標（計画期間が終了するH32年末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行	④ 福祉施設から一般就労への移行
・地域移行者数：H28年度未施設入所者の9%以上	・一般就労への移行者数：H28年度の1.5倍
・施設入所者数：H28年度末の2%以上削減	・就労移行支援事業利用者：H28年度の2割増
※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定	・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】	※ 実績を踏まえた目標設定
・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各団域、各市町村）の設置	⑤ 厚生省児童支援の提供体制の整備等【新たな項目】
・精神疾患の1年以上入院患者数：14.6万人～15.7万人に (H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～28万人減)	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
・退院率：入院後3カ月 69%、入院後6カ月84%、入院後1年90%	・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
（H27年時点の上位10%の都道府県の水準）	・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
③ 地域生活支援拠点等の整備	・医療的ケア児童支援の協議の場（各都道府県、各團域、各市町村）の設置（H30年度末まで）

4. その他の見直し

- ・障害者虐待の防止、看護者に対する支援
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・難病患者への一層の周知
- ・憲法決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等